

コーポレートガバナンスに関する基本方針

序文

当社は、食品製造会社として「食の安全・安心」の確保を第一とし、おいしさや機能性を追求した商品をお客さまに安定して提供することを通じて「信頼される企業」となり、社会に貢献することを理念としています。

この理念のもと、当社は、さまざまなステークホルダーの皆さまからの信頼に応える「コーポレートガバナンス」の確立が、経営の重要な課題であると認識し、その実現に向けた経営基盤の整備を進めています。

序章 総則

(コーポレートガバナンスの基本的な考え方)

第1条 当社は、「経営理念」及び「経営方針」に基づき、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、最良のコーポレートガバナンスの追求と継続的な充実に取り組む。

経営理念

人々のウェルビーイング(幸せ・健康・笑顔)を追求し、持続可能な社会の実現に貢献します

経営方針

- ・お客様とともに
すべての人々に「食」を通じて健康と笑顔を提供します。創業以来の技術力とDXを駆使し、変化を先取りした商品・サービスを開発することで新しい時代の「食」を創造します
- ・社員とともに
フェアでオープンな企業文化のもと、熱意と愛情を持って社会課題の解決に取り組めます
- ・株主とともに
透明性の高い情報開示と株主との対話を通じて、企業価値の向上に取り組めます
- ・社会とともに
ESG経営を実践するレジリエント企業として、日本と世界の現実に目を向け、国内外のパートナーとともに「より良い社会」「より良い地球」の実現に力を注ぎます

2. 当社は、当社の持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上を図る観点から、意思決定の透明性・公正性を確保するとともに、保有する経営資源を十分有効に活用し、迅速・果敢な意思決定により経営の活力を増大させることがコーポレートガバナンスの要諦であると考え、企業統治体制として監査等委員会設置会社を選択し、次の基本的な考え方に沿って、コーポレートガバナンスの充実に取り組む。

- (i) 株主の平等性と権利を確保する。
- (ii) 様々なステークホルダーと適切に協働する。
- (iii) 会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。
- (iv) 取締役会などによる経営の方向付けと業務執行の適切な監督を実効化する。
- (v) 株主との間で建設的な対話を行う。

第1章 株主の平等性と権利を確保する。

(株主の平等性の確保)

第2条 当社は、いずれの株主も株式の内容及び持分に応じて平等に扱い、株主の権利を実質的に確保するとともに、権利行使の判断に資する情報は適時適切に開示を行う。

2. 当社は、少数株主の権利行使に対しては、会社法を遵守し適正に対応する。
3. 当社は、当社の株式が公開買付けに付された場合、公開買付者に当社の企業価値向上の施策の説明を求めるとともに、当社としての企業価値向上の施策を表明し、公開買付けに応じるか否かは株主の判断に委ねる。

(株主総会)

第3条 当社は、株主が適切に議決権を行使するべく、定時株主総会の招集通知を株主総会日の3週間前を目途に発送し、株主総会議案の十分な検討期間を確保する。また、作成後速やかに当社ホームページに当該招集通知を開示する。

- 2 当社は、インターネットでの議決権行使及び議決権電子行使プラットフォームを採用し、株主総会に出席しない株主を含む全ての株主が適切に議決権を行使することができる環境の整備に努める。
3. 当社は、株主の適切な議決権行使に資するべく、株主に正確で透明性のある情報を提供するため、会計監査人及び監査等委員である取締役の監査時間の十分な確保を考慮したうえで、株主総会開催日等の日程を設定する。
4. 取締役会は、株主総会で会社提案議案に対し、行使された議決権の3分の1以上の反対票が投じられた場合、総会終了後速やかに反対の理由や反対票が多くなった原因の分析を行い、対応について検討する。
5. 当社は、株主総会決議事項の一部を取締役に委任するよう株主総会に提案する場合、株主の利益を損なうことのないよう、独立社外役員の独立した客観的立場からの意見、助言を尊重する。
6. 当社は、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、株主総会において議決権行使等の株主権の行使をあらかじめ希望した場合は、信託銀行等と対応について検討する。

(資本政策の基本方針)

第4条 当社は、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に資するべく、今後の企業体質強化や事業展開のための投資と、剰余金の配当や自己株式取得等の株主への利益還元を、総合的に判断し株主資本の水準を維持することを、資本政策の基本方針とする。

2. 当社は、支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策を実施する場合は、必要性・合理性につき独立社外役員の意見を考慮のうえ検討し、会社法、金融商品取引法、取引所規則を遵守した手続き及び開示を行う。

(株式の政策保有及び当該株式に関する議決権行使に関する基本方針)

第5条 当社は、持続的成長と中長期的な企業価値向上のため、投資先企業との関係強化が重要であるところ、事業上の関係を総合的に勘案して、政策保有株式を保有する。

個別の株式の保有については、取得・保有の意義や資本コスト等を踏まえ、保有の適否を毎年取締役会において検証する。検証の結果、保有の妥当性が認められない場合には、原則、売却対象とする。

政策保有株式の議決権行使は、当社及び投資先企業の中長期的な企業価値の向上

に資するか否かなどを総合的に判断する。

(関連当事者間の取引)

第6条 当社は、当社及び株主共同の利益を保護するため、当社役員や主要株主等（関連当事者）との取引を行う場合は、取締役会で決議し承認を得るものとする。
なお、関連当事者が当社役員又は当該役員が代表である会社の場合は、当該役員を特別利害関係人として当該決議の定足数から除外する。

第2章 様々なステークホルダーと適切に協働する。

(様々なステークホルダーとの協働)

第7条 当社は、株主をはじめとする投資家のみならず、消費者、取引先、仕入先、従業員、地域社会その他の様々なステークホルダーの満足を追求するとともに、当社とステークホルダー夫々の成長を目指す。

(倫理的行動及び内部通報制度)

第8条 当社は、自らの社会的な責任についての考え方を反映させた、「経営理念」及び「経営方針」を策定する。

2. 取締役会は、取締役、執行役員及び従業員等が常に倫理的に行動することを確保するため、行動規範、行動指針を定め開示するとともに、その趣旨、精神が社内に浸透されているかを確認する。
3. 当社は、法令違反や社内不正など、倫理や法令に抵触する行為を防止もしくは早期発見し、是正することを目的として、従業員が相談もしくは通報できる「企業倫理ヘルプライン」を設置し、運用する。また、社内規程を定め、通報者に対する不利益な取扱いを行わない。

(ステークホルダーとの関係及びサステナビリティ)

第9条 当社は、様々なステークホルダーとの協働により社会全体の持続的な発展に貢献し、ゆくとともに、当社の事業活動における地球環境への影響を正しく認識し、環境負荷を低減するために「環境方針」を制定し環境保全活動を推進する。

- 2 取締役会は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティ(持続可能性)を巡る課題について、その重要性を認識し、サステナビリティ委員会の答申を受けて、審議する。

(社内の人材の多様性の確保)

第10条 当社は、様々な価値観が当社の持続的成長に不可欠であることを認識し、性別、国籍、障害の有無に関わりなく、多様な人材が活躍できる環境を整備する。

(アセットオーナー)

第11条 当社は、企業年金の積立金の運用にあたり、アセットオーナーとして期待される機能を発揮するための取組を行う。

第3章 会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。

(適切な情報開示及び透明性の確保)

第12条 当社は、社長を最高責任者として、広報担当役員をはじめ社内関係部署が密接に連携し、会社法及び金融商品取引法並びに金融商品取引所の規則に定める開示基準に該当する会社情報の公正かつ適時・適切な開示とともに、それ以外にもステークホルダーの利益に資する情報を積極的かつ公平に開示を行う。

2. 当社は、当社の情報が公正かつ適時・適切な開示並びに利用者にとって付加価値の高い記載が行われているか否かを、各情報開示プロセスにおいて確認するとともに、広報部、経理・財務部IR室、総務部法務グループが連携して検証する。

3. 当社は、当社ホームページを英語で掲載する他、必要と考える場合は、外国人株主の持株比率及びコストを斟酌して、英語での情報開示を行う。

第4章 取締役会などによる経営の方向付けと業務執行の適切な監督を実効化する。

(取締役)

第13条 各取締役は、株主に対する受託者責任を認識するとともに、ステークホルダーとの適切な協働を促進し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために行動する。

2. 当社は、取締役の人数を15名以内とし、独立社外取締役は第19条の基準を満たす候補を選定する。
3. 当社は、業務執行を行う取締役候補は、当社の経営を的確・公正に行うことができる専門性及び経験を有し、かつ、優れた人格、見識を備えた候補を選定する。
4. 当社は、監査等委員である取締役候補は、取締役の業務執行に対する監査、監督を公正に行うことができる専門性及び経験を有し、かつ、優れた人格、見識を備えた候補を選定する。

(取締役会の責任)

第14条 取締役会は、株主に対する受託者責任を踏まえ、適切に権限を行使し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため収益力、資本効率の改善について責任を負う。

2. 取締役会は、経営戦略の方向性を示し、取締役や執行役員が経営計画を実現するために払うリスクを支えるべく内部統制システムを構築するとともに、意思決定及び執行について客観的な視点から監督する。

(取締役会の役割)

第15条 取締役会は、当社の使命・理念及び方向付けられた経営戦略に基づき、経営計画を策定のうえ執行することにより、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図る。

2. 取締役会は、法令及び定款並びに取締役会規程に基づき、重要事項の意思決定及び取締役の職務執行の監督を行うとともに、それ以外の業務の意思決定及び執行については、取締役及び執行役員に委任する。
3. 取締役会は、経営計画の実現に向け、その進捗状況及び結果について把握・分析し次期の計画に反映させる。
4. 取締役会は、当社の経営理念を踏まえ、社長の後継者を育成すべく各取締役に意思決定及び執行並びに監督の経験を積ませ、知識、能力が養成されているかの監督を行うほか、執行役員の選任と執行状況の監督を行い、経営人材の候補者群の状況を監督する。
5. 取締役会は、事前に取り締役常務執行役員以上で構成する経営会議で検討された提案について、十分な情報による事実認識の適確性、提案の内容の合理性、手続きの適正性の観点から取締役会で審議し、提案が実行される場合は取締役及び執行役員の迅速、果敢な意思決定及び執行を支援する。
6. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬は、会社の業績や経営環境を総合的に考慮し支給するほか、株式報酬型ストックオプションを付与するものとし、取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬を第21条に定める諮問委員会の答申を踏まえて決定する。
7. 取締役会は、適切に業績評価を行い、それを取締役及び執行役員の評価に反映させるとともに、代表取締役の選任又は解任及び取締役の選任又は解任の際には、

第13条第3項に定める取締役の選任基準及び第21条に定める諮問委員会の答申を踏まえて適切に実行する。

8. 取締役会は、当社の事業活動が適切な統制の下で行われることを担保するため、内部統制システム構築の基本方針を策定するとともに、それが有効に機能しているか監督する。

(監査等委員及び監査等委員会の役割)

第16条 監査等委員は、株主に対する受託者責任を踏まえ、当社の中長期的な企業価値の向上に資するべく、適切に権限を行使し、独立した客観的な立場から取締役及び執行役員意思決定並びに執行の監査を行う。

2. 常勤の監査等委員は当社内外の情報収集に努め、取得した情報を他の監査等委員と共有し、監査の有効性の向上を図る。
3. 監査等委員会は、外部会計監査人候補の選定及び評価の基準を策定するとともに、その独立性と専門性について確認する。

(外部会計監査人に対する対応)

第17条 当社は、外部会計監査人の株主に対する当社の財務情報等の正確性及び透明性を担保する責任を認識し、適時適切な資料提供とともに、高品質な監査のための時間の確保、外部会計監査人と経営陣との面談の機会の確保、外部会計監査人と監査等委員会及び社内関係部署との連携を確保する。

2. 取締役会及び監査等委員会は、外部会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や不備・問題点を指摘した場合は、事案の内容により対応体制を確立するものとする。

(独立社外取締役の役割)

第18条 独立社外取締役は、独立した客観的な立場と、豊富な経験と幅広い知見に基づき、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、業務執行の助言及び監督並びに関連当事者の利益相反の監督を行うとともに、ステークホルダーの意見を取締役会に反映する。

2. 独立社外取締役は、取締役会事務局を連絡・調整の窓口として、必要に応じて独立社外者を構成員とした会議を持ち、独立した客観的な立場に基づく情報交換や認識共有を図る。
3. 独立社外取締役は、必要に応じ取締役及び執行役員との連絡・調整を図るための体制を整備する。

(独立社外役員及び候補の選定基準)

第19条 取締役会は、独立社外取締役を3分の1以上確保することを原則として、その候補は、東京証券取引所の定める独立性の基準に基づき、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断され、かつ豊富な経験と知見を有した人物を選定する。

(取締役候補の指名及び取締役報酬)

第20条 取締役候補の指名及び取締役報酬(監査等委員である取締役の報酬を除く)は、取締役会の独立性、客観性、説明責任を担保するため、代表取締役の提案を、第21条に定める諮問委員会に諮問のうえ、取締役会で審議する。

(取締役会以外の委員会)

第21条 当社は、独立社外役員を主要構成員とする諮問委員会を設置し、次の事項を行う。

- (1) 取締役候補者及び代表取締役の選任及び解任に関する議案の内容について諮問を受け、取締役会に答申する。
- (2) 取締役の個人別の報酬の内容について諮問を受け、取締役会に答申する。

(取締役会及び監査等委員会の実効性の確保)

- 第 22 条 当社は、取締役会による意思決定及び経営の監督についての実効性の確保も、株主に対する受託者責任と認識し、構成員を全体として知識、経験、能力のバランス及び当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に必要な多様性を確保するとともに、社外取締役等の業務の執行には携わらない取締役を置く。また、監査等委員会に財務会計に関する知見を有する監査等委員を 1 名以上確保する。
2. 当社は、独立社外役員の兼職の状況について、事業報告書及びコーポレート・ガバナンス報告書に記載する。
 3. 当社は、取締役会の実効性の分析・評価について、評価対象事業年度の翌事業年度の当初に、各取締役の自己評価により実施するものとする。

(取締役会の運営及び支援)

- 第 23 条 取締役会の議長は、各取締役の積極的な発言を促し、審議時間を十分確保し、取締役会の議論が自由闊達で建設的な議論、意見交換の場になるよう努める。
- 2 取締役会の運営は取締役会規程に基づくとともに、取締役会事務局は取締役会資料の適時配布及び当該資料以外の必要情報の提供並びに開催日程・頻度等の設定等に配慮し、取締役会の活性化を支援する。
 3. 取締役は、透明、公正、迅速、果敢な意思決定や監督・監査の実効性を向上させるため、必要な情報の提供を随時求めるとともに、取締役会事務局は取締役が当該情報を円滑に入手できるよう支援する。
 4. 取締役は、職務執行上必要な場合、会社の費用負担で外部専門家の助言を得ることができる。
 5. 当社は、取締役が社内・社外の情報の取得や調査が必要と考えた場合、監査管理部等の社内関係部署との連携を確保する。

(取締役のトレーニング)

- 第 24 条 当社は、取締役の就任の際には、株主に対する受託者責任を認識するべく、会社法及び関連法令並びにコーポレートガバナンスに関する理解を深める機会を設けるとともに、必要に応じこれらの知識を更新する機会を設ける。
2. 取締役会事務局は、新任の取締役に対し、役割・責務を適確に果たすための啓蒙資料を会社の費用負担で配布し、必要な知識を習得させる。
 3. 取締役は、自身の役割・責務を理解するために必要な場合、会社の費用負担で外部セミナーや研修会に参加することができる。

第 5 章 株主との間で建設的な対話を行う

(株主との対話)

- 第 25 条 当社は、株主総会以外での株主との建設的な対話も、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資する重要な活動であることを認識し、株主との面談や諸説明会等、様々な機会を設定する。
2. 取締役会は前項に対する体制を整備し、株主が当社の企業価値を適正に評価しようとする目的で面談を希望した場合は、必要に応じて取締役が適切に対応することを基本方針とする。
 3. 当社は、株主との建設的な対話の取組み方針として、IR 担当役員を定め、経理・財務部 IR 室を対話の担当窓口として、広報部、経営企画部、総務部法務グループを対話を補助する部署として、面談をはじめとする円滑な対話の促進、及び決算説明会や個人投資家向け説明会の実施、並びに株主構造の把握に連携して取り組むとともに、インサイダー情報の漏洩防止に努める。

- 4 当社は、経営計画の策定・公表に当たっては、自社の資本コストを的確に把握した上で、定量的及び定性的な目標を提示し、その実現のための戦略や活動について株主から問い合わせがあった場合、分かりやすい言葉・論理で明確に説明を行う。